

注1 施行規則第46条第1項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

(1) 各欄の記載は、次のとおりとする。

区別	記載する欄	備考
ア 搬送式インターホン	1、2、3、4、6(注1)、7(注2)、9の(1)、10の(1)から(3)まで、12、13、14、15、16の(1)及び(2)(注1)、17の(1)及び(2)(注2)、19の(1)、20の(1)から(3)まで、21	注1 搬送波出力について記載すること。 注2 搬送波の周波数について記載すること。 注3 搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式の場合は10kHz幅の搬送波出力について記載し、それ以外の変調方式の場合は搬送波出力について記載すること。
イ 一般搬送式デジタル伝送装置	1、2、5、6(注3)、7(注4)、9の(1)又は(2)(注5)、10の(1)から(3)まで、12、13、14、15、16の(1)及び(2)(注3)、17の(1)及び(2)(注4)、19の(1)又は(2)(注5)、20の(1)から(3)まで、21	注4 搬送波の変調方式がスペクトル拡散方式の場合は拡散範囲について記載し、それ以外の変調方式の場合は搬送波の周波数について記載すること。
ウ 特別搬送式デジタル伝送装置	1、2、5、6(注3)、7(注4)、8、9の(1)又は(2)(注5)、10の(1)から(3)まで、11の(1)及び(2)、12、13、14、15、16の(1)及び(2)(注3)、17の(1)及び(2)(注4)、18、19の(1)又は(2)(注5)、20の(1)から(3)まで、21	注5 搬送波の変調方式が振幅変調、周波数変調又は位相変調の場合は(1)の欄に記載し、それ以外の変調方式の場合は(2)の欄に記載すること。

(2) 整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。

(3) 7の欄に搬送波の拡散範囲の設計値を記載する場合は、「(何)kHzから(何)kHzまで」のように記載すること。

(4) 8の欄は、1回に送信する信号の最大送信時間の設計値をミリ秒で記載すること。

(5) 9の(1)の欄は、設備の出力端子における搬送波出力とスプリアス発射の強度との比の設計値をデシベルで記載すること。

(6) 9の(2)の欄は、設備の出力端子における高周波電圧の設計値をデシベル(1マイクロボルトを0デシベルとする。)で記載すること。

(7) 10の(1)から(3)までの欄は、設備から30メートルの距離における最大の値の設計値をデシベル(毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。)で記載すること。

(8) 11の(1)の欄は、高周波電流を送信する場合(自動再送信及び応答信号の送信を行う場合を除く。)において、他の設備から高周波電流が送信されていないことを確認するための送信待ち時間をミリ秒で記載すること。

(9) 11の(2)の欄は、応答信号がない相手に対して、繰り返し自動的に信号を送信する回数を記載すること。なお、これを行わない場合は「0回」と記載すること。

(10) 添付図面の記載は、次によること。

ア 図面は、できる限りこの様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

イ 外観を示す図は、申請に係る設備の正面及び側面並びに各部の名称及び寸法(単位はミリメートルとする。)が記載されたものであること。

ウ 外観を示す写真は、申請に係る設備の正面及び側面を写したものであること。

エ 接続図は、部品名及び回路定数が記載されたものであること。

(11) 13の欄は、スプリアス発射の抑圧、漏えい電波の抑圧及び安全対策について、設計上特に考慮を払った事項その他参考となる事項を記載すること。

(12) 14の欄及び15の欄は、試験に供した設備について記載すること。

(13) 16の(2)の欄は、搬送波出力の測定結果又は電力分布の最大点における10kHz幅の搬送波出力の測定結果を、ミリワットで記載すること。

測定に当たっては、設備の出力端子(高周波電流を電力線に通じないで出力する端子をいう。以下同じ。)に10オームの純抵抗負荷を接続し、高周波電流を連続的に送信させて測定するものとする。ただし、連続的に送信させることにより、回路の破壊、高周波電流の波形の歪みが生じるおそれがある場合は、短時間の高周波電流を10回以上送信させ、これらを重ねて記録する機能を有する測定器により測定すること。(以下、17の欄、19の欄及び20の欄の測定条件について同じ。)

(14) 17の(2)の欄は、搬送波の周波数の測定結果又は電力分布の最大点から20デシベル低下した周波数幅の測定結果を記載すること。

(15) 18の欄は、最も長い信号を送信した場合における送信時間の測定結果をミリ秒で記載すること。

(16) 19の(1)の欄は、スプリアス発射の最大強度を測定し、その最大強度と搬送波出力との比をデシベルで記載すること。

なお、当該欄のかつこ内には、最大強度を示すスプリアス発射の周波数を記載すること。

(17) 19の(2)の欄は、施行規則第46条の2第1項第3号(3)の規定により総務大臣が別に告示する測定器を用いて測定した設備の出力端子に誘起する高周波電圧の最大値をデシベル(1マイクロボルトを0デシベルとす

る。)で記載すること。

なお、当該欄のかっこ内には、最大強度を示すスプリアス発射の周波数を記載すること。

- (18) 20の(1)から(3)までの欄は、設備から30メートルの距離における漏えい電界強度の最大の値をデシベル（毎メートル1マイクロボルトを0デシベルとする。）で記載すること。この場合において、30メートルの距離における測定が困難なときは、30メートル以内の任意の測定距離で測定することができるものとし、次式により計算された値をもって測定値とする。

$$E1 = \left(\frac{D}{30} \right)^2 \times E2$$

E1 : 30メートルの距離に換算した値 [μ V/m]

E2 : 任意の距離における測定値 [μ V/m]

D : 測定したときの距離 [m]

なお、当該各欄のかっこ内には、それぞれの周波数帯において漏えい電界強度が最大となる漏えい電波の周波数を記載すること。

- (19) 21の欄は、測定場所、測定機関名、測定年月日、気象条件（気温、湿度）、使用測定器名、測定方法等測定上の条件とした事項を記載すること。
- (20) 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
- 注2 施行規則第46条の3第1項の規定により設計変更の承認を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。
- (1) 整理番号の欄は、記載しないこと。
 - (2) 指定番号の欄は、設計変更の承認を受けようとする設備の型式について現に指定を受けている番号を記載すること。
 - (3) 設計書は、1及び2の欄並びに設計変更に係る事項の欄について、注1に準じて記載すること。
なお、12の欄に掲げる添付図面等のうち、添付するものを○で囲むこと。
 - (4) 試験成績書は、注1に準じて記載すること。
- 注3 試験成績書は、搬送波の周波数又は拡散範囲ごとに作成すること。
ただし、搬送波を同時に複数使用する設備にあっては、搬送波を同時に発信させた状態で作成すること。